平成２３年（フ）第８０３６号
東京都江東区三好３丁目１－９－101
破産者　田中　一保
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１６４号
東京都世田谷区千歳台４丁目22番14号
破産者　有限会社サナボークリエイティブ
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１６５号
東京都世田谷区粕谷３丁目１－26－105
破産者　小林　満浩
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１７８号
埼玉県新座市栄１丁目１－16
破産者　大窪　公子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２００号
東京都港区西麻布１丁目15－17
破産者　高閑者清光
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２３１号
東京都新宿区高田馬場４丁目40番７号
破産者　有限会社村山企画
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２３２号
東京都練馬区大泉学園町５丁目６－11
破産者　村山　　浩
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２８９号
東京都杉並区天沼３丁目32番４号
破産者　有限会社Ｍｉｘ　Ｊｕｉｃｅ　Ｃｉｎｅｍａ
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２９０号
東京都調布市小島町２丁目55－２－402
破産者　土持　幸三
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３７３号
東京都品川区小山４丁目３－１－401
破産者　大迫　裕二
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６６４号
東京都渋谷区恵比寿４丁目７番17号
破産者　株式会社リツクス
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６６５号
東京都目黒区八雲１丁目12－７－405
破産者　荒良木　剛
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０７０号
東京都世田谷区玉川３丁目17番１号
破産者　株式会社マーズカンパニー
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０７１号
東京都町田市成瀬5092－３　エステ・スクエア成瀬壱番館104
破産者　神崎　洋一
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２６０号
東京都青梅市藤橋２丁目305－19
破産者　宮田　延子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２８０号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目３－16　サンハイツ天野Ⅰ－102
破産者　金井　弘道
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４８１号
東京都江東区大島７丁目12番４号
破産者　株式会社ハッコウ
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４８２号
東京都江東区大島４丁目15－12－102、開始決定時の住所東京都江東区大島６丁目１－６－552
破産者　増田　紘治
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４８６号
東京都渋谷区初台１丁目40番１号
破産者　ＴＥＥＳ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４８７号
東京都渋谷区初台１－49－３－810、住民票上の住所東京都渋谷区初台１丁目40－１
破産者　佃　　明子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部